

平成 25 年 (ワ) 第 5815 号  
地位 確認 等 請 求 事 件  
原 告 吉 井 康 雄  
被 告 学校法人 大阪経済大学 外 2 名

平成 25 年 11 月 12 日

## 準 備 書 面 (1)

大阪地方裁判所 第 5 民事部 4 係 御中

上記被告ら 3 名訴訟代理人

弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告らは原告準備書面 (1) に対する反論に関し、以下のとおり弁論を準備する。

### 記

#### 第 1 特任教員任用制度について

- 1 現行特任教員任用制度 (甲 1) は、既に答弁書において明らかにしたように (P 5)、平成 22 年 4 月 1 日から施行されているものであるが、それまでの特別な恩恵的処遇として規定されていた旧「特任教員に関する規程」(以下、旧規程という。乙 6) を改めたものである。なお、被告の設置する大阪経済大学における特任教員制度の旧規程に至る変遷は甲 13 にあるとおりであるが (本書面での再説は割愛する)、現行制度は更新が認められておらず、定年退職する教員 (満 67 歳) を「再雇用」するものであり、誰を特任教員として採用するかについては、新たに教員を採用する際の判断基準と変わらない。つまり、その人物の教員としての資質、担当科目、実績等が本学の教員となるにふさわしいかどうかを実質的に判断して決定している。

特任教員任用規程（甲1）第2条では「本学の教育，研究水準の向上のために特に必要があると認められるとき」に特任教員を任用できるとなっており，また，同第4条②では，「過去5年間の授業の担当及び実績状況が適切であり，今後の教育活動に支障がないこと。」となっており，このように特任教員任用制度は大学における教育対象と教育需要の変化に対応した科目を担う人材を採用するためのものとして運用されている。

2 しかるに，原告は上記改正の点に目を瞑り旧規程での特任教員推薦委員会（以下，推薦委員会という）の運用実態は変わっていない旨主張している。しかし，推薦委員会の主たる目的は，各学部教授会がお手盛りに特任教員の採用を是とすることを防止し，全学の水準を維持することにある。学部長から授業担当計画を含む審査書類について全く問題がないということであれば，短時間で承認されることもあるが，この点については，教授会についても同様である。しかし，任用要件に問題がある場合は，審査書類等につき実質的に審議している。本件のケースでは，特任教員任用規程9条③における「授業担当計画」について，被告井形学部長と原告で10月15日に協議を行ったものの，原告とカリキュラム検討委員会の意見を受けた同学部長との間で「授業担当計画」がまとまらなかった。しかし，原告の強い希望により，被告井形学部長は，同学部長との間で合意のとれていない原告作成の「授業担当計画」をもって，推薦委員会の委員長である徳永学長に受理を申し出たが，同学長は受理不可との結論であり，原告の特任教員推薦を審議する推薦委員会も不開催となった。このように，井形学部長は原告の強い希望を容れて推薦委員会に「授業担当計画」を提出しており，同学部長が任用申請を妨害し，前記委員会の開催すら，させなかったとの原告の主張は全く事実に反する根拠のないものである。

3 また，そもそも原告は推薦委員会の推薦や教授会の判断，延いては理事会の決定が形式的であると断定しているが，全く根拠のないものであることは，同人作成の「授業担当計画」そのものが実体的に「本学の教育，研究水準の向上のために特に必要があると認められるとき」に該当せず，「過去5年間の授業の担当及び実績状況が適切であり，今後の教育活動に支障がないこと」にも当たらないことを看過していることからして明らかである。

## 第2 原告準備書面（2）に対する認否・反論について

### 1 「2（1）」中,

#### 第1段落について

カリキュラム検討委員会としては、業績に関与していない。同委員会は授業科目の編成を考える機関であり、専ら再雇用に当たって当該教員が、経営学部の授業科目の編成で必要とするか、別の科目を必要とするかを判断することを任務としている。

#### 第2段落について

経営学部のカリキュラム編成は、どの科目が必要かどうかを判断して「採用科目」を決め、教授会の承認手続を取っている。それ故、再雇用にあたっては、採用候補者は「採用科目」でもって経営学部の授業編成に貢献することを期待されているし、教育研究という面でフィードバックしなければならない使命があり、ただ単に業績らしいものがあればよいというものではない。

#### 第3段落（「サステナビリティの政策と経営」（甲3）以降）について

環境については、原告の採用科目である「経営情報」とは異なる。

### 2 「2（2）」中,

#### 「ア」について

学則に定められている2部の科目（乙7）や年次配当表（乙8）にも「情報バリューエンジニアリング」「情報ネットワーク論Ⅰ」「情報ネットワーク論Ⅱ」は記載されていない。就業規則上の義務的担当授業数を満たすために、学部の配慮により、やむなく1部科目の複数分割開講を行ったのであるが、こうした特殊な方法での開講を続けることは、経営学部の学生の教育に大きなマイナスの影響が出るので、好ましくなく避けるのが本来である。

#### 「イ」について

- ① 2部について、原告本人の意思により、担当を外れたものである。2003年6月6日教授会において、原告は「2部の情報管理論を担当しているが、来年度から担当しないので貼り付けないで欲しい。」旨発言している（乙9）。

② 2004年度から2部科目の担当はしていない(乙8)。

「ウ」について

「経営情報論ⅠⅡ」という2部改革に伴う新科目の担当を原告が嫌うので「情報管理論」(原告が従来から担当していた旧科目で、新カリキュラムは新入生から適用するので旧科目も開講可能な状態であった)を数年開講してもらい、その間に2部科目名称問題の決着を図るとというのが北村学部長(当時)の調整提案であった(乙10)。

ところが、帰国後の2003年6月6日教授会で、2004年新設を申請するビジネス法学科への教員の貼り付け議論の中で(当然、1部の経営学科への貼り付けに波及する)、原告は上記の通り2部の貼り付けを断り、自分から確定的に2部の授業の辞退を表明した。

「2(3)」について

上記「2(2)」の「ア」と同旨。

「2(4)」について

特任教員任用制度は、あくまでも「再雇用」であるので、形式的な基準で判断されるものではない。つまり、採用候補者である原告の科目が、経営学部の授業科目の編成に必要となるかどうかを実質的に審査する必要があるところ、その授業科目の編成については、カリキュラム委員会での開講する科目が「不要若しくは必要度が低い」と判断されたために「3年間の授業担当計画」が成立しなかったため、基準は満たしていないことは明らかである。「なお」以下の不規則発言、名誉毀損発言の点は、井形学部長に対する「プアー」であるとの発言やその他、二宮、北村、樋口等に対するものが多数あるので必要な範囲で追って明らかにする予定である。

3 「3」中、

「(1)」について

カリキュラム検討委員会の意見は、原告の今後3年間の授業計画案のほとんどは経営学部に不要若しくは必要度が低いというものであり、推薦委員会に提出すべき特任教員採用に値するような授業担当計画はできていなかった。

## 「(2)」について

前記のとおり「3カ年の授業担当計画」に値する書類ができていないにも拘わらず、前記のように被告井形学部長は原告の強い希望により、推薦委員会の委員長である徳永学長に、同委員会での受理を申し出たが、不受理となったので、手続違背はない。

## 「(3)」のうち、

第1段落から第3段落（学部教学開講ルールに違背することになるはずがないまで）について

原告は、教授会の出席回数が少ないため、学部教学開講ルールを理解していないと思われる。開講可能な科目は、学則で決められているので、その学則において、2部の科目として存在しない「情報バリューエンジニアリング」「情報ネットワーク論Ⅰ」「情報ネットワーク論Ⅱ」を開講させられないのは当然のことである。なお、授業科目の要、不要は、カリキュラム検討委員会及び教授会の承認事項となっている。

第4段落～第5段落について

「ビジネス法入門」は1年生向けの基礎科目であり、クラスごとに配分をしているものであるため、比較対象にならない。そもそも、学生はニーズだけではなく、曜日や時限によって履修していることもあり、この数字だけをもって「学生ニーズ」とするのは失当である。また、2011年度より「学生ニーズ」の面よりもむしろ何を学ばせるべきかという点からカリキュラム改定作業を行ってきたので、原告が求める担当科目は「不要もしくは必要度が低い」となった。教授会は「環境」「倫理」「再生」「国際」の科目を増やしていくことを決定し、逆に「情報」に関する授業は増えておらず、相対的に、必要度が低くなっている。

また、講義の受講者数は、出欠確認や宿題の有無やテスト（単位付与）の難易度によっても大きく左右されるため、受講者が多いからといって一概に大学や学生にとってよい講義をしているわけではなく、受講者数と、大学にとっての必要度との関連性は必ずしも連動しない。

## 第6段落について

議事録は、作成していないが、委員全員の意見である。

「(4)」のうち、

## 第1段落～第2段落について

経営学部においては、カリキュラム編成、各年度の授業担当、授業担当の人事案件を実質的に審議するのは、学部の各分野から選ばれた8名の教員で構成される経営学部カリキュラム検討委員会である。同検討委員会では、原告が開講する科目が「不要若しくは必要度が低い」と判断したため、「3年間の授業担当計画が成立しなかった」。その旨を学部長に、カリキュラム検討委員会の総意として具申したままで、カリキュラム検討委員会が特任教員任用申請を却下したのではない。

## 第3段落について

「書類が不備」つまり授業計画がたっていないこと、言い換えれば、「担当科目が成立しない」「3ヶ年授業計画が成立しない」ということである（前記のように原告作成の授業計画案は不必要若しくは必要度が低いということである）。

## 第4段落について

カリキュラム検討委員会の判断が正しいことは前記のとおりで、不受理については、その後11月16日の原告出席の教授会でも報告されている。また後任教員を採用することについても教授会や12月18日の理事会で特段異議なく承認されている。その後2013年7月2日開催の理事会において「企業分析」の後任教員の採用も承認されている。

## 第5段落（あり得ないまで）について

推薦委員会は、各学部が都合の良い基準で取りはからわないようにするために、つまり、今後の教育、研究が一定水準であるようにするために、特任教員任用規程（甲1）で必要書類を要求している。被告井形学部長は、その書類の一つである「3ヶ年の授業担当計画」が不十分であったが、原告の強い希望で推薦委員会の委員長である徳永学長に受理を申し入れたが、不受理となったことは既説のとおりである。

## 第6段落について

推薦委員会は、「3年間の授業担当計画」が不十分であることから、不受理となるという結果は当然予測されたので、被告井形学部長は原告に対してそのように言ったまでである。

## 「(5)」について

「結果的に被告井形は原告の特任教員任用申立書を握りつぶした。」とある点は上記のとおり事実と反する。

## 4 「4」中、

## (1) について

定年退職者のほとんどが特任教員として採用されているという事実はない。特任教員採用申し出をしても、推薦委員会で否定されたケース、教授会で反対があり辞退に至ったケース、里上教授のケースなどあり、要件が伴わないと言うことで、申し出を断念したというケースもある。ちなみに、2012年度の特任教員対象者は4人いたが、その中で特任教員に任用が決まったのは1名にすぎない。なお、わずかの審査時間で推薦を行っているのは、書類等に問題がないケースであって一般化することはできない。

## (2) について

任用規程第9条⑤推薦委員会は、「任用基準に基づき適当であると認められたものを当該教授会に推薦する。」のであるから、授業担当計画が成立していないことは任用基準を満たしていないということであるので、その後の手続が困難であることは当然予測がつくことであり、不当な対応ではない。

## (3) について

既に「第1」において認否・反論したとおりであり、特任教員の任用は、あくまでも「再雇用」によるものである。それゆえ、特に必要か否かは、最終的には理事会が各種の教員採用と同じく教授会自治を尊重して判断することになる。

以上